

# 岩手県災害時受援応援計画の改正について

## 改正の目的

東日本大震災津波の経験を踏まえた「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」(以下「8道県協定」という。)の改正及び当該改正に伴う「大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の策定に基づき、所要の改正を行うもの

## 改正のポイント

- 8道県協定の改正により、新たにカバー(支援)県に関する規定が盛り込まれたことに伴い、所要の改正を行うこと。
- 8道県協定の改正により、新たにブロック間応援に関する規定が盛り込まれたことに伴い、所要の改正を行うこと。
- ガイドラインの策定に伴い、県が大規模災害発生時に北海道・東北ブロック内の広域応援の調整を行う場合の手続等について規定したこと。
- その他所要の改正を行うこと。

## 主な改正の内容

### 1 カバー(支援)県に係る規定の整理

- 秋田県が「カバー(支援)県」となることから、計画上の位置づけについて整理したこと。(第1編・第3章、第2編・第3章)
- カバー(支援)県に対して、応援の要請を行う場合の手続について整理したこと。(第1編・第3章)
- カバー(支援)県から連絡調整員の派遣を受けた場合における本部員会議への陪席等、当該連絡調整への配慮について規定したこと。(第1編・第3章)
- カバー(支援)県から応援の要請があった場合等の連絡調整員の派遣について明記したこと。(第2編・第3章)

### 2 ブロック間応援に係る規定の整理

- 関東ブロックが「カバーブロック」となることから、計画上の位置づけについて整理したこと。(第1編・第3章、第2編・第3章、第2編・第7章)
- 北海道東北地方知事会の会長道県等を通じたブロック間応援の要請について規定したこと。(第1編・第3章)
- ブロック間応援の要請があった場合における現地調査員の派遣について規定したこと。(必要に応じて、東京事務所に派遣を依頼)(第2編・第3章)

### 3 広域応援の調整

- 県が会長道県となっている場合等には、ブロック内の広域応援の調整を行うため、県に「北海道・東北8道県広域応援本部」(以下「広域応援本部」という。)を設置することとしたこと。(第2編・第7章)
- 知事を本部長とし、各県防災担当部長を本部員とする等、広域応援本部の組織について規定したこと。(第2編・第7章)
- 応援道県の割当等、北海道・東北ブロック内の調整手続について規定したこと。(第2編・第7章)
- 現地調査員の派遣の割当等、ブロック間応援の要請があった場合の調整手続について規定したこと。(第2編・第7章)
- ブロック間応援を行う場合における応援道県の割当に係る考え方について整理したこと。(第2編・第7章)

### 4 その他

- 想定する応援の内容として、避難者の受入れ等「業務等の提供」を位置付けたこと。(第1編・第3章、第2編・第3章)
- 図上訓練の検証等を踏まえ、受援班の担当業務について整理したこと。(第1編・第2章)
- 8道県協定等を資料編として整理したこと。(第3編)